

## 農業集落排水新規施設使用許可申請に必要な書類

- 0 東広島市農業集落排水新規施設使用（変更）許可申請書
- 1 位置図（当該申請に係る宅地及びその隣接する土地の状況が確認できるもの）
- 2 平面図（当該申請に係る宅地の区域界及びこれに接する道路並びに建築物が記載されたもの）
- 3 当該申請に係る宅地の登記事項証明書
- 4 公図の写し又は求積図
- 5 物件の配置及び構造を示した図面
- 6 その他市長が必要と認める書類

農業集落排水新規施設使用許可申請にあたり次の点にご留意いただいて作成・用意してください。

- ・許可申請書の枠内は全てご記入ください。  
建築物の所在地（許可申請対象地となる地番）は全てご記入ください。
- ・添付書類3、4は原本をご用意ください。
- ・添付書類4は対象地番（区域）を色鉛筆等で着色してください。
- ・添付書類6 その他市長が必要と認める書類として次の書類をご用意ください。

### ★委任状

農業集落排水新規施設使用許可申請対象地が共有名義の場合、共有土地所有者全員の委任状が必要となります。また、土地所有者名義人以外の名義で許可申請をされる場合についても委任状が必要です。

委任事項は「●●町●●番地の農業集落排水新規施設使用許可申請に関する一切の権限」というように、どの地番についての委任か分かるように記入をしてください。

### ★住民票、戸籍附表（等）

転居等により、申請者の現住所と添付書類3（登記事項証明書）の土地所有者住所が異っている場合、これらの書類を添付していただき、同一人である確認をさせていただきます。

※必要に応じて上記以外の物を用意していただく場合があります。

- 物件設置を伴う新規施設使用の場合は、農業集落排水物件設置許可申請も同時に行ってください。